

別海町議会会議録

第3号（平成26年6月20日）

○議事日程

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

各議案の討論・採決

(1) 平成26年度別海町一般会計補正予算（第1号）

（町長提出議案第46号）

(2) 平成26年度別海町国民健康保険特別会計補正予算

（第1号）

（町長提出議案第47号）

(3) 別海町地域情報通信施設条例の一部を改正する条例
の制定について

（町長提出議案第48号）

(4) 別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制
定について

（町長提出議案第49号）

(5) 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に
ついて

（町長提出議案第50号）

(6) 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

（町長提出議案第51号）

(7) 工事請負契約の締結について

（町長提出議案第52号）

(8) 工事請負契約の締結について

（町長提出議案第53号）

(9) 工事請負契約の締結について

（町長提出議案第54号）

(10) 工事請負契約の締結について

（町長提出議案第55号）

(11) 工事請負契約の締結について

（町長提出議案第56号）

(12) 工事請負契約の締結について

（町長提出議案第57号）

(13) 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

（町長提出議案第58号）

日程第 3

議員定数等調査特別委員会の報告について

日程第 4	発議第 2 号	別海町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する 条例の制定について
日程第 5	発議第 3 号	特定秘密保護法の慎重な運用を求める意見書について
日程第 6	発委第 2 号	「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書について
日程第 7	発委第 3 号	規制改革会議意見書の取り扱いに関する意見書について
日程第 8		農業委員会委員の推薦について
日程第 9		議員派遣の件
日程第 10		委員会の閉会中の継続調査の件

○会議に付した事件

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	各議案の討論・採決
	(1) 平成 26 年度別海町一般会計補正予算（第 1 号） （町長提出議案第 46 号）
	(2) 平成 26 年度別海町国民健康保険特別会計補正予算 （第 1 号） （町長提出議案第 47 号）
	(3) 別海町地域情報通信施設条例の一部を改正する条例 の制定について （町長提出議案第 48 号）
	(4) 別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制 定について （町長提出議案第 49 号）
	(5) 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更 について （町長提出議案第 50 号）
	(6) 北海道市町村総合事務組合理約の変更について （町長提出議案第 51 号）
	(7) 工事請負契約の締結について （町長提出議案第 52 号）
	(8) 工事請負契約の締結について （町長提出議案第 53 号）
	(9) 工事請負契約の締結について （町長提出議案第 54 号）
	(10) 工事請負契約の締結について （町長提出議案第 55 号）
	(11) 工事請負契約の締結について （町長提出議案第 56 号）
	(12) 工事請負契約の締結について （町長提出議案第 57 号）
	(13) 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定につ いて

(町長提出議案第58号)

日程第 3			議員定数等調査特別委員会の報告について
日程第 4	発議第 2号		別海町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する 条例の制定について
日程第 5	発議第 3号		特定秘密保護法の慎重な運用を求める意見書について
日程第 6	発委第 2号		「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書について
日程第 7	発委第 3号		規制改革会議意見書の取り扱いに関する意見書について
日程第 8			農業委員会委員の推薦について
日程第 9			議員派遣の件
日程第 10			委員会の閉会中の継続調査の件

○出席議員（17名）

1 番	木 嶋 悦 寛	2 番	松 壽 孝 雄
3 番	森 本 一 夫	4 番	今 西 和 雄
5 番	西 原 浩	6 番	杳 澤 昌 廣
7 番	小 林 敏 之	8 番	安 部 政 博
9 番	瀧 川 榮 子	10 番	山 田 信
12 番	松 原 政 勝	13 番	戸 田 博 義
14 番	戸 田 憲 悦	15 番	中 村 忠 士
16 番	佐 藤 初 雄	副議長 17 番	安 田 輝 男
議 長 18 番	渡 邊 政 吉		

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	水 沼 猛	副 町 長	磯 田 俊 夫
教 育 長	真 籠 毅	総 務 部 長	佐 藤 次 春
福 祉 部 長	竹 中 仁	産 業 振 興 部 長	有 田 博 喜
建 設 水 道 部 長	小 西 健 夫	教 育 部 長	中 谷 隆 弘
病 院 事 務 長	佐 藤 一 彦	会 計 管 理 者	田 保 圭 乙
監 査 委 員 事 務 局 長	宮 越 正 人	農 委 事 務 局 長	佐々木 勉
総 務 部 次 長	河 嶋 田 鶴 枝	産 業 振 興 部 次 長	佐 藤 則 夫
産 業 振 興 部 次 長	山 崎 茂	教 育 部 次 長	下 地 哲
総 務 課 長	佐 藤 告	総 合 政 策 課 長	浦 山 吉 人
財 政 課 長	河 嶋 田 鶴 枝	税 務 課 長	中 村 公 一
福 祉 課 長	山 田 一 志	介 護 支 援 課 長	今 野 健 一
特 養 建 設 準 備 室 長	竹 中 仁	町 民 課 長	三 戸 俊 人
農 政 課 長	山 崎 茂	水 産 み ど り 課 長	佐 藤 則 夫
管 理 課 長	小 島 実	上 下 水 道 課 長	佐 藤 敏
生 涯 学 習 課 長	下 地 哲		

○議会事務局出席職員

事務局 長 登 藤 和 哉 主

幹 田 畑 直 樹

○会議録署名議員

2 番 松 壽 孝 雄

3 番 森 本 一 夫

4 番 今 西 和 雄

◎開議宣告

○議長（渡邊政吉君） おはようございます。

若干時間前でございますが、皆さんおそろいでございますので始めたいと思います。

ただいまから、第4日目の会議を開きます。

ただいま出席している議員は、17名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（渡邊政吉君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において指名いたします。

2番松壽議員、3番森本議員、4番今西議員、以上3名を指名いたします。

◎日程第2 各議案の討論・採決

○議長（渡邊政吉君） 日程第2 各議案の討論・採決を行います。

それでは、議案第46号平成26年度別海町一般会計補正予算の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号平成26年度別海町国民健康保険特別会計補正予算の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号別海町地域情報通信施設条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４８号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第４９号別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４９号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第５０号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５０号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第５１号北海道市町村総合事務組合理約の変更についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５１号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第５２号工事請負契約の締結について（上春別団地公営住宅建設建築主体工事）の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５２号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第５３号工事請負契約の締結について（上春別中学校校舎・屋内体育館改修工事）の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５３号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第５４号工事請負契約の締結について（上春別小学校校舎・屋内体育館改修工事）の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５４号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第５５号工事請負契約の締結について（尾岱沼消防施設建設建築主体工事）の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５５号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第５６号工事請負契約の締結について（尾岱沼消防施設建設電気設備工事）の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５６号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第５７号工事請負契約の締結について（尾岱沼消防施設建設機械設備工事）の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５７号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第５８号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議員定数等調査特別委員会の報告について

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第3 議員定数等調査特別委員会の報告を議題といたします。

本件につきましては、平成25年第2回定例会において、議員定数等調査特別委員会を設置し、議員定数や報酬及び議会広報広聴活動を担う委員会の常任委員会化に向けた調査、その他議会活性化に資する事項の調査をしております。

この調査報告書が提出されておりますので、調査結果の報告を求めます。

それでは、議員定数等調査特別委員会委員長。

○議員定数等調査特別委員会委員長（佐藤初雄君） それでは、議員定数等調査特別委員会の委員長報告をいたします。

当議会では平成25年第2回定例会において、議員定数や議員報酬及び議会広報・広聴委員会の常任委員会化、並びに議会活性化に資する事項について、調査・審議する議員定数等調査特別委員会を8名の委員構成で設置しました。

本特別委員会では、平成25年7月4日の第1回委員会を皮切りに、平成26年5月29日までの間に通算19回の委員会を開催し、調査・審議した案件について真摯に議論を重ねてきました。

さらに、全道議長会や議会活性化に先駆的に取り組んでいる議会を研修し、さまざまな角度から審査を行ってきました。

また、委員会以外の議員への情報の共有化を図るための2度の中間報告、個々の意見を確認するため全議員のアンケートによる意向調査を行い、当議会総体の価値観となるような取り組みを行ってきました。

次に、協議の結果についてであります。議員定数の審議では当町の人口減が顕著であることや、町職員の削減を行っていること、及び現改選期に選挙がなかったことなどの理由により、賛成多数で現在の定数を2名削減し、16名とすることとしました。

なお、議員定数については、会議規則第76条第1項の規定に基づく少数意見の留保が求められ、同規則同条第2項の規定により少数意見の報告書が提出されたことを申し添えます。

次に、議員報酬については、若い人が議員として出る環境づくりの必要性や、全道と比較して一般議員の報酬が平均以下であることなどの理由により、賛成多数で一般議員や委員長及び副議長の報酬をふやすこととしました。

さらに、議会広報・広聴委員会の常任委員会化については、自治基本条例に情報の共有が位置づけされていることや、議会の透明化や町民参加を具現化するなどの理由から、全員一致で議会広報・広聴常任委員会とすることを決定いたしました。

続いて、議会活性化に関する事項であります。調査・審査する内容が多岐にわたることから、項目をアンケートや委員の意見から選定し、すぐに取り組むことが可能な項目と

時間をかけて審議してから取り組むことに分けて審査しました。

次に、取り組むことが可能な項目の１点目として、議会報告会の２回開催であります
が、平成２６年度は昨年同様に、各委員会を組織し議会報告会を行う方針であることから、
来年度より導入するために全議員で検討を行うこととしました。

２点目の議会モニターの導入については、議会の運営に関し、町民からの要望、提言等
を広く取り入れて議会を活性化させるために、要綱等を定めて早い時期に導入することと
しました。

３点目の議会開催予定日の町民への周知については、町の広報紙や新聞等を活用して周
知することをすぐに取り組むこととしました。

４点目の議員相互間の自由討議については、まず各常任委員会から導入し、委員会の前
後において議員間での自由討議時間を設け、論点を明確にしてから委員会のまとめを行う
という仕組みづくりを直ちに行うこととしました。

５点目の正副議長に係る所信表明会の実施については、正副議長選出過程の透明化のた
め、次回より導入することをしました。

続いて、時間をかけて取り組むことについては、１点目として一般質問答弁の事前配付
を協議いたしました。

議会の意思統一や一般質問の研修会などを行った後、改めて議論することを確認いたし
ました。

２点目として、政策提言型への移行、町民との意見交換会については、必要性があるこ
とは認めるが議会で研修会等を行い、議会の体制を整備した後に取り組むことを確認しま
した。

３点目に、会期の通年制については、議会としての需要調査や研修会の開催により理解
を深めることが必要であると判断し、環境が整備された後に再度協議することを確認しま
した。

４点目として、議会ＩＣＴの導入については、パソコン等の機器の利用技術の講習など
で、議会全体としての技術を習得する必要があることから、次期改選時に改めて検討する
ことを確認しました。

５点目として、議会基本条例の制定については、必要性が高いこととあわせて、議会全
体で協議するべきであると判断し、引き続き制定に向けて協議することを確認いたしまし
た。

６点目として、政務活動費については、必要性は十分認めるものの今後も継続して協
議・検討することを確認しました。

７点目の議会サポーターの導入については、有識者からの提言を求めるため、有識者等
の協力が必要となることから、議会の具体的な提唱の設定や費用の問題等を引き続き協
議・検討することを確認いたしました。

最後に、議会事務局の体制強化については、職員増員の検討や法務担当職員の配置等を
検討をする項目があるため、再度協議することを確認いたしました。

なお、時間をかけて取り組む８点は、議会として継続して協議・検討していかなければ
ならないことを確認いたしました。

以上、本特別委員会で調査した内容と結果についての報告といたします。

以上であります。

○議長（渡邊政吉君） お諮りします。

本報告については、会議規則第76条第2項の規定によって少数意見の報告書が提出されていますが、会議規則第41条第3項の規定により、少数意見の報告は省略することにしたと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、少数意見の報告については、省略することに決定いたしました。

それでは、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑に入ります。

はい、1番木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 本当に回数をたくさん重ねられて大変だったなと思いますが、私は以前からですね、この議会の改革について、全体像をきちんと町民の皆さんに示せるようなものをつくってほしいということを申し上げておりました。

つまり、どういうことが議会改革なのか、何を目指しているのかをまず掲げて、その中で、どこまでができていくのかということですね。今どういう段階なのか。そういう議会改革の見える化をしてほしいということを申し上げてきました。

そして、ホームページ上などで、きちんと町民の皆さんが確認できるようにするということを言ってきましたが、それについては残念ながら言及されておりませんので、そのところがどうなっていたのか、お伺いします。

○議長（渡邊政吉君） はい、議員定数等調査特別委員会委員長。

○議員定数等調査特別委員会委員長（佐藤初雄君） 今、木嶋議員が申しましたように時間がなかったといえ、それまでなのですけども、いろいろ課題がたくさんありまして、すぐに取り組むことということで5点ほど、次回の改選期からやれるということの中で取り組む5点を、先ほど申しました。

そのほかの8点につきましては、非常に重たいというか、非常に重要な時間のかかる問題でありましたので、その中でまたすぐ取り組めるものと、来年在改選でございますので改選されましてから、どのぐらいかかりましょうか、また、さらに今後議会なり、議会報告会等を通じまして、町民の皆さんからもいろいろな御意見をいただけるかと思いますが、そういう形の中で、今後、あと6カ月ありますので、議会運営委員会等々とも、その方向性を示していただければというような方向で進めておりました。

○議長（渡邊政吉君） はい、木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） やはりですね、すぐにできるということよりも、このことについては、真っ先にやらなければいけないなことだと思うのですね。

その先の見えない中で議論をしていく、思いついたように、これがあるでしょ、これがあるでしょうと。これは後回しにしましょう。これは先にやりましょうと言っているのはいいのですけども、それを、やっぱり全体像をきちんと把握した中で議論されればいいのですけれど、それができないという状況にあると。これは議員自身も不安であります。

どこに向かっていくのか、議会改革というのはどこを目指しているのかということ、はっきりやっぱりさせていくということが大事なのではないかと思っておりますので、これは本当に真っ先に取り組んでほしいなことだと思いますので、ぜひ御検討よろしく願いしたいと思います。

はい、お願いします。

○議長（渡邊政吉君） 要望でよろしいでございますか。

質問ではないと思いますし、先ほど委員長がこれから検討するに値すると答弁していますので、それでよいですか。

ほかに質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ここで、議員定数調査特別委員会から報告がありましたので、ただいまをもって、議員定数調査特別委員会は解散をいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議員定数調査特別委員会は、ただいまをもって解散といたします。

佐藤委員長、松原委員長を初め、特別委員会の皆様、大変長い間御苦勞さまでございました。

◎委員会付託省略の議決

○議長（渡邊政吉君） ここでお諮りします。

日程第4 発議第2号及び日程第5 発議第3号については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4 発議第2号及び日程第5 発議第3号については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第4 発議第2号

○議長（渡邊政吉君） 日程第4 発議第2号別海町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

13番戸田博義議員。

○13番（戸田博義君） 別海町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についての内容説明を申し上げます。

まず、議案の提案を理由でございますが、本件、条例の改正につきましては、平成25年第2回定例会において、議員定数等調査特別委員会が設置され、議長から議員定数等の調査を受けたところでありますが、その調査結果に基づいて、議員定数の削減を実施しようとするに伴うものであります。

今回の議員定数の削減につきましては、当町の人口減が顕著であることや、町民感情に配慮したこと、町職員も削減を行っていることなどの理由により、議員も定数を削減する必要があるとの判断から、発議するものであります。

削減数については、行政面積や人口及び予算規模等の総合的な観点で、類似団体の定数と比較して導いたものであります。

それでは、内容について、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

発議第2号別海町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定につい

て。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び別海町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成26年6月20日、別海町議会議長、渡邊政吉殿。

提出者、別海町議会議員、戸田博義。

賛成者、同、松原政勝、同、安田輝男、同、小林敏之、同、安部政博。

別海町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例。

別海町議会の議員の定数を定める条例（平成14年別海町議会条例第1号）の一部を次のように改正する。

本則中「18人」を「16人」に改める。

附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。

以上であります。御審議の上、議員各位の御賛同により、御決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊政吉君） 発議第2号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

15番中村議員。

○15番（中村忠士君） それでは、議員定数を現在の18人から16人に削減する提案について、反対の立場で討論いたします。

まず第一に、当町の面積、集落の数、予算規模などを考慮すると、単純に人口や、社会的趨勢で議員定数の比較検討をすべきではないということであります。

当町の産業、生活様式、住民の考えは多様であり、議会はそれらを総合的に受けとめ、政策化に努める責任があります。

同時に、膨大な事業を行う行政に対し、漏れのない厳格なチェック機能を果たしていかなくてはなりません。

そのためには、現在の議員定数18人は最低のものであると考えます。

第二に、当町議会における、現在設置されている三つの常任委員会の役割は大変大きなものがあります。

各常任委員会において、多様な側面から深く審議し、可能な限り正確な方向性を出していくためには、6人の委員が必要であると考えます。

この観点からも、18人の議員定数は最低の必要数であります。

第三に、昨年11月に行った議会報告会では、総体的に議会として町内隅々の町民の意見を聞くためにも、議員定数は減らすべきではないなど、議員定数の現状維持を求める声が多くあり、減らすべきであるという声を上回っていました。

こうした声に真摯にこたえる必要が議会にはあると思います。

最後に、定数を削減し議会みずから身を削ることで、議会改革の姿勢を町民に示すという議論がありますが、これは、基本的な誤りであり、筋違いであります。

身を削るということを、無駄を省くという意味で使うなら一般的には正しいです。

しかし、議員定数にこれを当てはめると、議員の数に無駄があるという論理になり、18から16に削減するということは2名の無駄があるということになります。

2名の無駄があるとする根拠はどこにあるのでしょうか。

さきに述べたとおり、当町を議会において18の定数は最低の必要数であります。

議会改革の姿勢を示すということであれば、テレビ中継や委員会の完全傍聴など議会の徹底した公開、地域に出て行つての本会議や委員会の開催等々、これまで論議されてきたことを含め、手続きを踏まえつつ、速やかに実施すべきであります。

そのことによってこそ、議会改革の姿勢を町民に示すことになるのではないのでしょうか。

18から16への議員定数削減は、議会の身を削る、つまり無駄を省くということではなく、議会の機能を低下させ、民意を削ることにつながるということを最後に申し上げまして、本議案に対する反対討論といたします。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

だれかございますか。

17番安田議員。

○17番（安田輝男君） 私は、この議員定数条例一部改正、これについて賛成の立場で討論をさせていただきます。

平成25年6月に特別委員会、これが設置されまして、約1年間にわたり特別委員会委員長を初め、各委員会、大変御苦労さまでございました。

種々多面的角度から検討し、真摯に論議を重ねた結果、議員定数条例の一部改正に至ったと思うのであります。

今回の特別委員会の協議内容については、町民の求める議会の役割にこたえるため、議会活性化に関するさまざまな論議をしたことがうかがえます。

また、議員全員の意向も知る必要があるとの判断から、アンケート調査も行い、特別委員会のみならず議員全員の意見を確認し、中身の濃い内容であると思います。

議員定数については、別海町も人口減が進んでおります。町職員も削減を行っているところであります。及び町民感情に配慮をしたなどの理由から議員定数を削減することは、十分に理解ができるところであります。

我々議員は、地域の代表者でもあります。しかし、別海町の議員ということを忘れてはならない。これは肝に銘じるべきだろうと思います。

議員が2名減った、これは無駄ではありません。無駄のために省くのではございません。

私の議会の経験から申しますと、予算審議、これについては各常任委員会、そのほかに予算審査特別委員会、振り返って次年度に反映するべく、決特委員会もあります。

そういうことを重ねて検討するならば、2名減る、これは無駄を省くための議員削減ではございません。

私は、十分に町民の負託にこたえ得る議員削減という具合に思っております。

また、情報もすぐ伝達できる。広大な別海町。しかし、非常に道路もよくなりました。各地域でもって、活発な意見もやっております。

そこに別海町の議員であるならば、情報収集をしながら、どういう意見があるのか、そ

ういうことも議員の一人として、これからやっていかなければならないということを肝に銘じているところであります。

今後、町民の議会に対する需要はさらに高度なものとなり、議員活動、議会の果たすべき役割は、一層増大することが予想される。

今回の提案は、将来を見据えた考え方に立った結論であると思います。

以上、賛成討論を終わります。

○議長（渡邊政吉君） ほかに討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） それでは、これで討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案については、起立により採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（渡邊政吉君） 起立多数であります。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 発議第3号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第5 発議第3号特定秘密保護法の慎重な運用を求める意見書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

12番松原議員。

○12番（松原政勝君） 特定秘密保護法の慎重な運用を求める意見書の内容について御説明を申し上げます。

まず、提案理由でございますが、政府は、第185回臨時国会において、国民に多数の不安な声がある中、特定秘密保護法を平成25年12月6日に成立させました。

安全保障の確保、国民の生命・財産等を守る上での秘密事項の指定の必要性については、これを否定するものではありません。

しかし、このままでは国民の知る権利が阻害されることや、特定秘密の対象が防衛、外交、特定有害活動の防止など範囲が広く曖昧であること、基準が不明瞭であることから、常識を超えた適用がなされる懸念があります。

このことから、国においては、現状を真摯に受けとめ、民意を尊重し、限度を超えた情報隠しができない制度の構築に努めるなど、特定秘密保護法を慎重に運用するよう強く要請するため、本意見書を提出するものであります。

発議第3号特定秘密保護法の慎重な運用を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成26年6月20日、別海町議会議長、渡邊政吉殿。

提出者、別海町議会議員、松原政勝。

賛成者、同、戸田博義、同、安田輝男、同、安部政博、同、小林敏之。

なお、意見書の朗読については、先ほどの提案理由と同様のため割愛いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月20日、北海道野付郡別海町議会議長、渡邊政吉。

意見書提出先、衆参両議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣。

以上でございます。

審議の上、議員各位の御賛同により、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊政吉君） 発議第3号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

はい、4番今西議員。

○4番（今西和雄君） 今、提出者からもろもろ説明いただきましたけども、この提出に至る経過と、どのような議論が行われてきたかを質問したいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 松原議員、今質問にお答えできますか。

はい、それでは松原議員。

○12番（松原政勝君） 特定秘密保護法案のこういう意見書については、北海道179市町村中、現在47市町村議会から廃止、または慎重な運用を求める意見書が提出されております。

当議会でも、この意見書について提出するべきかどうかということを、議会運営委員会の中でいろいろ2日間にわたって議論されたところでございます。

また、この法案については、国民の知る権利や言論や表現・報道の自由が阻害される危険性が指摘されております。

また、国会による国政審査権が十分に機能しない可能性もあり、三権分立さえも脅かす恐れがある今の法案のように受けとめております。

それで、私たちの議会としまして、この本案について、ことしの12月には施行されるのですが、それまでにいろいろな情報保全諮問会議が今行われているところでございますが、これにあわせて、私たちは慎重な運用をしてほしいと、こういう要望で、この意見書を提出しました。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 今西議員、よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

はい、それでは、原案に反対者の発言を許します。

4番今西議員。

○4番（今西和雄君） 今の説明で、至った経過と若干議論もされたということも伝わってきたところですが、自分は、今会期中でこの意見書として出すことに対しては、反対したいと思います。

その理由といたしましては、既に国会で承認されたことで、これから運用面についてもいろいろ議論されるころと思いますが、自分たちの議会で、先ほど松原議員からもお話ありましたけど、今議会でもいろいろ議論してという意味においては、まだまだそういう意味においては、懸念される事項とか、その点について具体的な部分についていろいろ議論をされていないと思っております。

そういう意味では、今後、さらに具体的な懸念される部分をしっかりと議論して、それを組み込んだ、そういう意見書にすべきと自分は思っておりますし、継続的にこの件につ

いては、審議していただく、そういう立場から、今会期中で出す意見書に対しては反対とさせていただきます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） はい、次に、原案に賛成者の発言を許します。

どなたかございますか。

はい、13番戸田博義議員。

○13番（戸田博義君） この法案は、先ほど、提案理由にございましたけれども、昨年の12月6日の臨時国会において、既に成立しているということでございます。

そして本年の12月7日より、ちょうど1年間でございますが、施行されるという内容で既に決定されているものでございます。

そういう中で、やはり国民が心配する、また我々が心配するその内容について、やはり十分精査しなければならないというのが、この提出案件でございます。

もちろん、このことについては、全国の国民からですね、いろいろな御意見等があるところでございますけれども、やはり重要なものでございますので、その内容等の精査、これからどうなるのかということをごすね、やはり早めに慎重な運用の内容を求めて、その後、またいろいろな判断等も出てくると思いますけれども、その辺が一番大事なことであります。

よって、私はこの慎重な運用を求める意見書についてですね、賛成の立場で討論をいたします。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） はい、ほかに討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、これで討論を終わります。

それでは、これから採決いたします。

本案については、起立により採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（渡邊政吉君） はい、起立多数であります。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 発委第2号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第6 発委第2号「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

福祉医療常任委員長。

○福祉医療常任委員長（小林敏之君） 「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書の内容について御説明申し上げます。

まずは意見書の提案理由ですが、国連では、平成18年12月に採択された「障害者権利条約」に「言語とは音声言語及び手話、その他の形態の非音声言語」と定義され、手話が言語に含まれることが明記されました。

日本でも、平成19年9月にこの条約に署名を行い、平成23年7月、障害者基本法を改正し、手話が言語であることを明確に位置づけました。

しかし、この規定だけではろう者が暮らしやすい環境は不十分であり、日常生活や社会生活を営む上で、手話は大切な情報獲得とコミュニケーションの手段であることから、権利を保障するためには、専門法の制定が重要であると考え、本意見書を提出するものであります。

発委第2号「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

平成26年6月20日、別海町議会議長、渡邊政吉殿。

提出者、別海町議会、福祉医療常任委員会委員長、小林敏之。

意見書の朗読については、先ほどの提案理由と同様のため割愛いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月20日、北海道野付郡別海町議会議長、渡邊政吉。

意見書提出先、衆参両議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣。

以上であります。

過日の北海道議会においても同様の意見書が採択されていることから、このたび、意見書を提出するものであります。

議員各位の御賛同により、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊政吉君） 発委第2号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 発委第3号

○議長（渡邊政吉君） 日程第7 発委第3号規制改革会議意見書の取り扱いに関する意見書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（安部政博君） 規制改革会議意見書の取り扱いに関する意見書の内容について御説明申し上げます。

本件は、別海町内農協連絡協議会、会長原井松純氏から、意見書の提出に関する要請があり、産業建設常任委員会で協議・検討したものであります。

まず、意見書の提案理由ですが、本年5月22日に政府の規制改革会議は、「農業改革に関する意見」を発表いたしました。

今後、与党との協議を踏まえ、6月中旬に最終的な取りまとめを行い、「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改定に反映させる予定となっています。

今回の意見書に盛り込まれた農業委員会制度の見直しや農業生産法人の大幅な要件緩和等は、地域農業の姿を大きく変容させるとともに、農業協同組合制度の見直しについては、JAグループを事実上解体に追い込む内容であります。

これは、別海町の基幹産業である酪農業の従事者を初め、地域住民、国民生活に重大な支障を来すことが懸念されることから、意見書の取り扱いについて、本意見書を提出するものであります。

発委第3号規制改革会議意見書の取り扱いに関する意見書。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

平成26年6月20日、別海町議会議長、渡邊政吉殿。

提出者、別海町議会、産業建設常任委員会委員長、安部政博。

なお、意見書の朗読については、先ほどの提案理由と同様のため割愛いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月20日、北海道野付郡別海町議会議長、渡邊政吉。

意見書提出先、内閣総理大臣、農林水産大臣。

以上でございます。

委員会全会一致で提案しておりますので、議員各位の御賛同により、御決定賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 発委第3号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 農業委員会委員の推薦について

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第8 農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りします。

農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定による、議会が推薦する農業委員の数は2名といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議会が推薦する農業委員会委員の数は、2名とすることに決定いたしました。

ここでお諮りします。

議会推薦の農業委員には、別海地区の福本弘一さんと西春別地区の及川哲夫さんを推薦したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、農業委員の議会推薦は2名とし、福本弘一さん、及川哲夫さん、以上の方を推薦することに決定いたしました。

◎日程第9 議員派遣の件

○議長（渡邊政吉君） 日程第9 議員派遣の件を議題といたします。

内容については、お手元に配付のとおりであります。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

◎日程第10 委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第10 委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定により、所管事務及び所掌事務について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長（渡邊政吉君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。平成26年第2回別海町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時02分

◎町長あいさつ

○議長（渡邊政吉君） 町長あいさつ。

○町長（水沼 猛君） 第2回の町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位の皆様におかれましては、４日間にわたり慎重な御審議をいただきまして、また、すべての提出議案につきまして御決定を賜りました。

まことにありがとうございました。

町内では、酪農家の皆さんが１番草の刈り取りに迫られる時期となりましたが、今月に入りまして、天候不順が続いております。刈り取り作業への影響も心配をされるところでございます。

このような中、一昨日の１８日に、農作業中の死亡事故が発生し、４月２８日の事故と合わせまして、２名の方がお亡くなりになっております。いずれもトラクター等の機械整備中の事故であります。

農作業事故を減少させ、事故ゼロを目指すためには、農業者自身が機械利用また整備上の安全の確保、そして健康管理など、さらに注意を傾けることが不可欠である。そのように思っております。

今後も事故ゼロに向け、関係団体が一丸となって努力することはもちろんであります。農作業にかかわる方々にいま一度、各作業において安全確認など行うことを重ねてお願いするところでございます。

さて、本町の代表的な風物詩となっております野付湾でのホッケイシマエビの夏漁が、今月１８日から来月２６日までの期間で、３４隻の打瀬舟、総体ノルマを約２１トンといたしまして、始まったところでございます。

これから、いよいよ別海町の産業活動が活発な時期となってまいります。

繰り返しになりますが、農業、漁業、さらには建設現場等での事故や交通安全には十分注意をし、作業に当たっていただきたいと重ねて思うところであります。

最後に、今後の日程でございますが、財産の取得等にかかわる臨時議会を７月の下旬に招集させていただく予定でございます。

後日、御案内をさせていただきますが、日程を調整の上、御参集賜りますようお願いを申し上げます。

簡単ですが、定例会閉会に当たってのあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。御苦労さまでした。

○議長（渡邊政吉君） それでは皆様、大変長時間ありがとうございました。

御苦労さまでした。

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員